

報 道 資 料

令和6年2月20日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、足立
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第283号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第500号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和6年2月20日
- ◎ 実 施 機 関：教育委員会事務局 教職員課
- ◎ 対象行政文書：2023年2月20日17時過ぎ、県教育研究所別館において開示請求者に教職員課長補佐〇〇氏が口頭で説明し、提示（写し）を拒否した①2004年まで、学校の自家用電気工作物の点検業務を開示請求者が行うにあたっては、校長、県教委、点検業者、開示請求者の契約（合意文書）を交わす必要があったことを規定した法的文書。②2005年以降上記①の規制が緩和されたことを規定した法的文書。なお、①、②の法的文書には、経産省の法令施行令施行規則の他、通達、告示、内規等を含む。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：条例第10条に該当
本件開示請求は実質的に特定の個人の名（奈良県職員を除く）を挙げてしたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することになるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、当該決定を取り消し、対応する行政文書を改めて探索、特定の上、当該行政文書について開示決定等すべきである。
- ◎ 判 断 理 由：

1 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、2023年2月20日17時過ぎ、奈良県教育研究所別館において、実施機関の職員である課長補佐が審査請求人に対して口頭で説明したことを前提に、その内容の根拠となることを規定した法的文書を求めるものである。

2 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件行政文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするだけで請求者が何時、何処で、何をしていたのかが明らかになり、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

審査請求人が求めている文書は、審査請求人が学校の自家用電気工作物の点検業務を行うに

あたって、2004年までは審査請求人と校長等学校関係者との間で契約を交わす必要があることを規定している法令、通達、告示、内規などの法的文書であって、学校の自家用電気工作物の点検業務を学校以外の者に行わせる場合の根拠やその場合の遵守事項を規定している文書を対象とすると解することが相当であり、審査請求人が点検業務を行うということに限る必要はないと考える。仮にそのような法的文書があった場合、当該法的文書には、審査請求人が何時、何処で、何をしていたのかが明らかになるような個人情報に記載されているとは想定できない。

さらに、その根拠となる法的文書を対象文書として特定したとしても、審査請求人が何時、何処で、何をしていたのかが明らかになるとは認められない。

これらのことから、本件存否情報を明らかにしたからといって、個人に関する情報が明らかになるとは認められず、条例第7条第2号に掲げる情報には該当しない。

以上のことから、本件行政文書の存否を明らかにしたとしても、条例第7条第2号に掲げる不開示情報を開示することにはならず、本件存否情報は条例第10条に該当しないため、本件開示請求に対応する行政文書を改めて探索、特定の上、当該行政文書について開示決定等すべきである。

2 事案の経緯

①	開示請求	令和4年	8月	26日		
②	決定	令和4年	9月	8日	付けで一部開示決定	
③	審査請求	令和4年	12月	12日		
④	審議	令和5年	1月	13日		
⑤	経過	令和5年	7月	6日	第267回審査会	審議
		令和5年	8月	3日	第268回審査会	審議
		令和5年	9月	11日	第269回審査会	審議
		令和5年	10月	16日	第270回審査会	審議
		令和5年	12月	15日	第271回審査会	審議